

# 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会

日時：令和3年8月20日（金）午前10時00分～

場所：Webによるオンライン会議

## — 会 議 次 第 —

### 議 事

#### 1 答 申

「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案

「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案

#### 2 諮 問

「羽田空港アクセス線(仮称)整備事業」環境影響評価書案

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

#### 3 受理報告

#### 4 その他

#### 【審議資料】

資料1 「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

資料2 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案について

資料3 「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案について

資料4 「羽田空港アクセス線(仮称)整備事業」環境影響評価書案について

資料5 「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について

資料6 受理報告

<オンラインによる出席者>

委員	会長	柳憲一郎
	第一部会長	齋藤委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	平林委員
	池邊委員	廣江委員
	池本委員	水本委員
	奥委員	森川委員
	日下委員	宗方委員
	玄委員	保高委員
	小林委員	横田委員
	高橋委員	渡邊委員
	堤委員	

(20名)

事務局	木村政策調整担当部長
	宮田アセスメント担当課長
	下間アセスメント担当課長

資料 1

令和 3 年 8 月 20 日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第一部会長 齋 藤 利 晃

「(仮称) 西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

## 「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

### 第1 審議経過

本審議会では、令和元年11月29日に「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

#### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点の予測結果では、本事業による一定程度の寄与があり、環境基準を下回るが、その値は高いことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。

#### 【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、現況において一部の地点で環境基準を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

## 【風環境】

本事業の計画地は、交通結節点である西日暮里駅に隣接しており、不特定多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて対策を講じること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和元年 11 月 29 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 3 年 2 月 24 日	・現地視察
部 会	令和 3 年 5 月 13 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3 年 6 月 22 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 3 年 7 月 1 日	・都民の意見を聴く会
部 会	令和 3 年 7 月 13 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3 年 8 月 17 日	・総括審議
審議会	令和 3 年 8 月 20 日	・答申

資料 2

令和 3 年 8 月 20 日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第二部会長 宮 越 昭 暢

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る環境影響評価書案について

## 第1 審議経過

本審議会では、令和3年1月27日に「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長などの意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

## 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

### 【大気汚染】

施設の稼働に伴う粉じんについては、破碎処理施設を屋内に設置し、さらに計画地の周囲に10mの壁を設けるなどの措置を実施するとしているが、廃材等の屋外保管場所からの粉じんの飛散も懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、粉じんの飛散防止に努めること。

### 【騒音・振動】

新施設の整備後には、廃材等の搬入車両が増加し、また、夜間においても破碎処理施設の稼働を行う計画であり、騒音の増大が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、より一層の騒音防止に努めること。



## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 3 年 1 月 27 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 3 年 3 月 24 日	・現地視察
部 会	令和 3 年 6 月 24 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3 年 7 月 15 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 3 年 8 月 10 日	・都民の意見を聴く会
部会	令和 3 年 8 月 19 日	・総括審議
審議会	令和 3 年 8 月 20 日	・答申

令和3年8月20日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第二部会長 宮 越 昭 暢

「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

## 「(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業」に係る環境影響評価書案について

### 第1 審議経過

本審議会では、令和3年3月24日に「(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

#### 【廃棄物】

計画建物の建設に伴う廃棄物については、廃棄物の種類ごとに発生量、再資源化量等を予測し、評価の指標に適合するとしているが、再資源化率については指標との乖離があることから、適合するとした根拠を明らかにした上で、事後調査において発生量、再資源化量等を詳細に報告すること。

#### 【温室効果ガス】

環境保全のための措置に挙げられているバイオガス発電設備、地中熱利用システム及び太陽光発電などの様々な対策については、温室効果ガスの削減に有効な対策と期待されることから、導入の結果と具体的な効果を検証するため、事後調査において詳細に報告すること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 3 年 3 月 24 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 3 年 6 月 29 日	・現地視察
部 会	令和 3 年 6 月 24 日	・質疑及び審議
部 会	平成 3 年 7 月 15 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3 年 8 月 19 日	・総括審議
審議会	令和 3 年 8 月 20 日	・答申

※都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかった。

資料 4

3 環 総 政 第 288 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 8 月 20 日

東京都知事 小池 百合子  
(公 印 省 略)

記

諮問第 526 号 「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価書案

資料 5

3 環 総 政 第 313 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 8 月 20 日

東京都知事 小池 百合子  
(公 印 省 略)

記

諮問第 527 号 「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

## 受 理 報 告 ( 8 月 )

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事後調査報告書	中央新幹線品川・名古屋間(工事の 施行中その3)	令和3年6月28日
	赤羽台団地建替事業(工事の施行 中その5)	令和3年6月28日
	江東区有明北 3-1 地区開発計画 (工事の施行中その2)	令和3年6月29日
	(仮称) 虎ノ門一丁目地区市街地 再開発事業(工事の完了後)	令和3年6月30日
	白金一丁目東部北地区第一種市街 地再開発事業(工事の施行中その 2)	令和3年7月14日
2 変 更 届	一級河川荒川水系荒川改修事業に 伴う京成本線荒川橋梁及び綾瀬川 橋梁架替工事	令和3年6月29日
3 着 工 届	一級河川荒川水系荒川改修事業に 伴う京成本線荒川橋梁及び綾瀬川 橋梁架替工事	令和3年6月29日

## 7月分受理報告に係る助言事項（事業者回答）

報告年月日：令和3年7月20日

### ■事後調査報告書

#### （1）東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その1）

事業者名：東京駅前八重洲一丁目東 A 地区市街地再開発準備組合、東京駅前八重洲一丁目東 B 地区市街地再開発組合

項目	助言事項	回答
騒音・振動	1 騒音・振動は基準値を下回っていますが、苦情数が1年間で18件と、やや多くなっています。今後も、適切な騒音・振動の抑制策を採りながら事業を進め、苦情が訴えられた場合には適切に対応して下さい。	今回は既存建物の解体工事中の事後調査であり、苦情の多くは、苦情発生箇所の近傍既存建物解体作業により生じたものと考えています。苦情発生時には、作業の中断、先方との協議・調整、対策の実施等を行い、理解を得ながら、丁寧に説明し対応してまいりました。 今後も、評価書に記載した環境保全のための措置（「低騒音型建設機械の使用」、「低振動工法の採用」、「鋼製仮囲いの設置」、「建設機械の集中稼働の抑制」、「事前の工事工程・施工計画の詳細検討」、「工事関係者への環境保全のための措置の周知及び実施状況の確認」等）を行い、周辺に及ぼす騒音・振動の影響の低減に努めてまいります。 また、苦情が発生した場合には、先方と協議・調整を行い、必要に応じて適切な対策を行う等、理解を得ながら工事を進めてまいります。

#### （2）首都圏中央連絡道路（神奈川県境～一般国道20号間）建設事業（工事の完了後その2）

事業者名：国土交通省 関東地方整備局、中日本高速道路株式会社八王子支社

項目	助言事項	回答
騒音・振動	1 道路交通騒音の事後調査において、交通量が予測条件の1.4～1.5倍もあり、結果、測定結果は予測結果を+1～+3dB上回り、かつ朝・夕の（旧）環境基準を超過した。当該道路の夜間交通量のほとんどは大型車（おそらく輸送車両）であることから、今後も超過状態が続くことが懸念される。早朝を含む夜間騒音の軽減にこれまで以上に取り組んでいただきたい。	ご指摘を踏まえ、早朝を含む夜間騒音に注視しつつ、今後とも遮音壁の点検・取替などの適正な維持管理を進めるとともに、環境基準を踏まえ必要に応じ更なる措置を検討してまいります。



■変更届

(1) 都営桐ヶ丘団地（第4期・第5期）建替事業

事業者名：東京都

項目	助言事項		回答
騒音・振動	1	<p>変更前後で建替工事による騒音評価量は等価であっても、工事期間の変更（長期化）によって当初計画より長期間に亘る継続的な騒音の影響が心配される。騒音曝露の長期化が住民の負担に繋がらないよう、十分に配慮いただきたい。</p>	<p>本事業の工事の施行にあたっては、これまでに桐ヶ丘郷小学校の登下校の時間帯における工事車両の搬出入の抑制や交通誘導員の増員、学校行事日に大きな建設作業騒音・振動が生じない軽作業のみの実施にとどめるなどの配慮を講じてきました。</p> <p>今後も評価書に記載した環境保全のための措置の実施の徹底により近隣の生活環境への影響の低減を図るとともに、住民等に対して工事の期間変更や具体的方法等についても適切な説明の機会を設けるなど、事業の実施に対する近隣の理解を得ながら事業を進めていくよう配慮していきます。</p>
	2	<p>騒音・振動の評価結果が変わらないのは妥当だと思います。</p> <p>ただ、工期が数年間延長されるので、地域住民とより一層の円滑なコミュニケーションを図りながら事業を進めて下さい。</p>	
廃棄物	1	<p>近年はアスベストについて評価書や事後調査でも扱われていますので、見直しに当たっても取り扱うことについて御検討いただくのが良いように感じます。</p>	<p>第4期・第5期建替事業において除却する既存建築物については、現時点で大部分の除却が完了しているため、アスベストの発生量については事後調査報告書において、処理・処分した方法と併せて報告していく考えです。</p>

## 8月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和3年8月20日

### ■事後調査報告書

事業名：中央新幹線品川・名古屋間（工事の施行中その3）

事業者名：東海旅客鉄道株式会社

項目	助言事項	委員
地下水	<p>1 工事中における地下水のpHが8.6を超えている測定値が見受けられます。「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」では、地下水等の水質の監視において、薬液の種類によってはpH8.6以下であることを求めています。測定値がこの値を超える場合は、酸性化だけでなくアルカリ化についても説明を付記頂くべきと考えます。また、ORPの測定値について、同一地点では、より還元的な深層地下水の方が低いことが一般に想定されますが、本報告書では同地点で比較すると浅層地下水よりも、深層地下水の方が高い値を示している場合が見受けられます。地下水試料の採取方法やORPの測定方法が妥当であることを確認いただいた上で、工事の影響について説明を付記頂くべきと考えます。</p>	宮越委員

事業名：白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その2）

事業者名：白金一丁目東部北地区市街地再開発組合

項目	助言事項	委員
騒音・振動	<p>1 評価書の予測条件と事後測定間で(a)断面交通量及び(b)工事用車両台数に違いがあると、(A)予測値及び(B)工事用車両の寄与度は変化する。そのため、予測条件と事後測定間で(a),(b)を比較した上で、(A)と事後測定結果の大小関係、及び(B)（道路交通騒音への工事用車両の影響）を説明する必要がある。しかしながら、このことが十分に説明されていない（実際、(a)の比較表は大気汚染の中で記載され、騒音・振動では引用されていない。(b)についても測定結果が基準値を超えた箇所のみ説明されている。）記載内容（説明の仕方）を改善していただきたい。</p>	廣江委員
	<p>2 測定地点 St.4 で、工事用車両の走行に伴う騒音が環境基準を上回っています（表 2-11）。工事用車両以外からの寄与が主要因のようですが、工事用車両による増加分をできるだけ抑える必要があります。走行量の分散化等を検討して下さい。</p>	高橋委員